⑨ 給与支払報告書(個人別明細書)の書き方

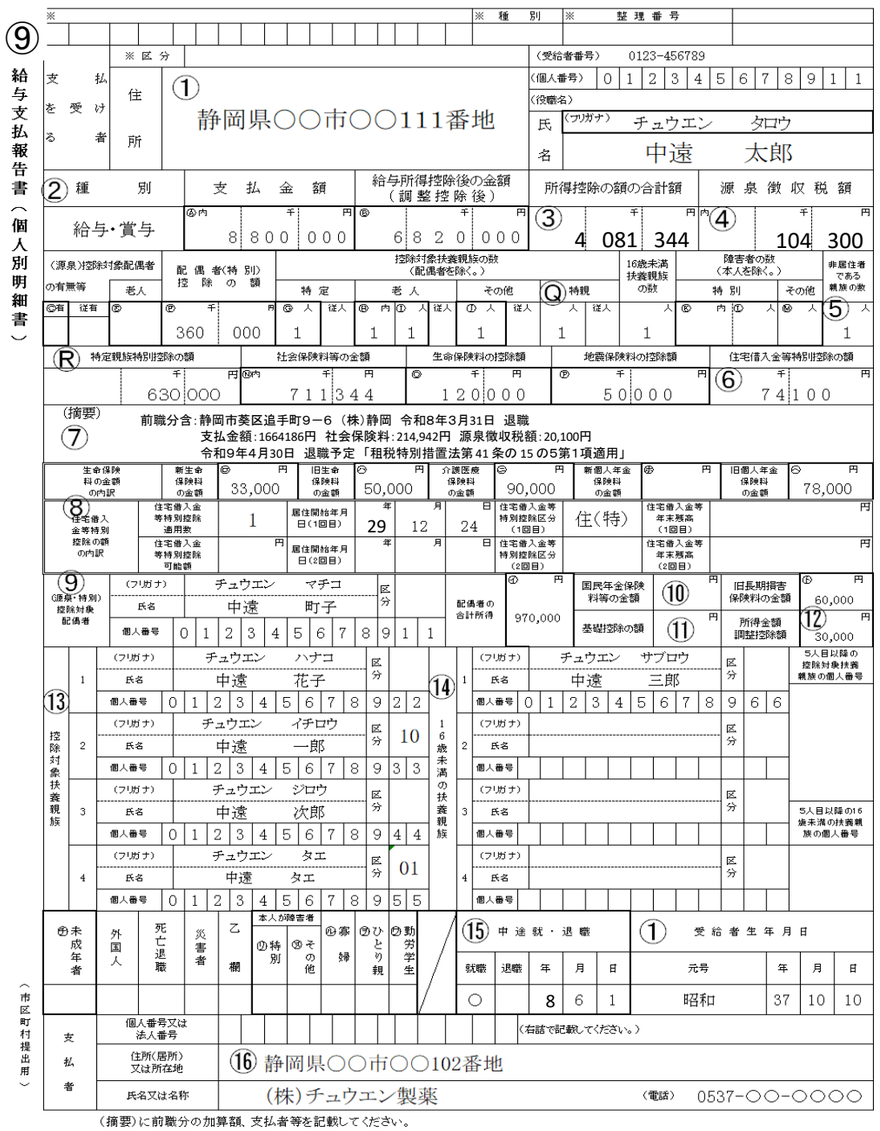

①欄 支払を受ける者

住所、個人番号、役職名、氏名及び生年月日は正確に記入してください。住所は、受給者の**令和9年1月1日**（中途退職者は退職時）**現在**の住民票登録地を記入してください。氏名の**フリガナ**は必ず記入してください。受給者番号は給与等の支払者が受給者に番号を付している場合に記入してください。

②欄 種別

俸給、給与、歳費、賞与、青専等のように給与等の種別を記入してください。

③欄 所得控除の額の合計額

年末調整を行った受給者について、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者・扶養控除、基礎控除等の所得控除の額の合計額を記入してください。

④欄 源泉徴収税額

令和8年中に源泉徴収すべき金額を記入してください。

⑤欄 非居住者である親族の数

配偶者控除または配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族及び特定親族、16歳未満の扶養親族のうちに、非居住者がいる場合には、その人数を記入してください。

⑥欄 住宅借入金等特別控除の額

年末調整の際に控除した住宅借入金等特別控除の額を記入してください。

⑦欄 摘要

・本年中途で就職した人で、前職分の給与を合算している場合には、社名、前職分の給与支払額、社会保険料、源泉徴収額を記入してください。（※2カ所以上ある場合はそれぞれの記載をお願いします。）
・5人目以降の扶養親族、障害者である同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)がいる場合には、対象者の氏名を記入してください。
・給与所得者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合の同一生計配偶者を有する方で、同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください。例：「中遠 町子（同配）」
※この場合、控除対象配偶者の欄⑨には記載しないようにご注意ください。
・パート、臨時雇用等で特別徴収のできない方については「普通徴収」と記入してください。この場合は、「個人住民税の普通徴収への切替理由書」に人数を記載してください。
・23歳未満の扶養親族を有しており生命保険料控除の特例の適用がある場合には、控除上限が変わります。この場合には摘要欄に「租税特別措置法第 41 条の 15 の5第1項適用」と記載してください。

⑧欄 住宅借入金等特別控除の額の内訳

年末調整において住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合は、**適用数、控除可能額、居住開始年月日、控除区分、年末残高**を記入してください。なお、年末調整で所得税から控除しきれない住宅借入金等特別控除額がある場合には、**住宅借入金等特別控除可能額（※控除しきれなかった額ではありません）**を記入してください。控除しきれた場合は記入不要です。
（注意）控除区分は正確に記載してください。区分により市県民税の控除対象外となる場合があります。

⑨欄 （源泉・特別）控除対象配偶者

配偶者控除または配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください。また、（源泉・特別）控除対象配偶者が非居住者である場合には、区分の欄に〇印を記入してください。（※給与所得者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合の同一生計配偶者を有する方は記載しないようにご注意ください。）

⑩欄 国民年金保険料等の金額

年末調整において、社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料等(国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金)の金額がある場合は、その金額を再掲してください。

⑪欄 基礎控除の額 ※裏面参照

基礎控除額を記入してください。合計所得金額が489万円以下なら104万円、489万円超なら裏面の表に従って額を記入してください。※2,500万円超の場合は適用ありません。

⑫欄 所得金額調整控除額

給与等の収入金額が850万円を超える方は内容を確認し、額を記入してください。
※なお、本控除は所得控除ではなく給与所得控除なので注意してください。

⑬欄 控除対象扶養親族等 ※裏面参照

扶養控除の対象となる扶養親族又は特定親族の氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください。また、控除対象扶養親族又は特定親族の区分欄には裏面を参照して該当する番号を記入してください。

⑭欄 16歳未満の扶養親族

平成23年1月2日以降生まれの扶養親族がいる場合、それぞれの氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください。また、16歳未満の扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に〇印を記入してください。

⑮欄 中途就・退職

中途就職の方、または給与支払報告書を提出される前に退職された方については、日付まで必ず記入してください。令和9年5月末までに退職予定の者は⑦摘要欄に退職予定日を記入してください。

⑯欄 支払者

給与を支払った者の住所又は所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号及び電話番号を記入してください。個人番号を記載する場合は、右詰で記載します。

A欄 支払金額

令和8年中に支払いの確定した給与の総額を記入してください。（中途で就職した受給者で年末調整をした場合は前職分の給与等を合算して記入してください。この場合、⑦摘要欄に社名、前職分の給与支払額、社会保険料、源泉徴収税額を記入してください。）

B欄 給与所得控除後の金額（調整控除後） ※裏面参照

年末調整を行った受給者について、「令和8年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」によって求めた金額から所得金額調整控除を引いた金額を記入してください。

C 欄・E 欄 （源泉）控除対象配偶者の有無等

【有】欄：主たる給与等において、支払いを受ける方が年末調整の適用を受けている場合で控除対象配偶者を有しているときはC欄に〇印を記入してください。年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに〇印を記入してください。（配偶者の合計所得金額が62万円以下の場合）
【従有】欄：従たる給与において、源泉控除対象配偶者を有しているときに〇印を記入してください。
【老人】欄：控除対象配偶者が70歳以上の場合に老人E欄に〇印を記入してください。

F欄 配偶者（特別）控除の額

年末調整の際、控除した配偶者（特別）控除の額を記入してください。

G欄～ J、Q欄 扶養親族等の数

扶養親族の数を下記のとおり記入してください。
・【G欄 特定】・・・平成16年1月2 日～ 平成20年1月1日生まれ
・【I欄 老人】・・・昭和32年1月1日以前生まれ
・【J欄 その他】・・・特定・老人以外の平成23年1月1日以前生まれの16歳以上の人
・【Q欄 特親】・・・平成16年1月2 日～ 平成20年1月1日生まれのうち、合計所得金額が62万円超123万円以下である人
（注意） 上記の**老人**のうち本人または配偶者の直系尊属で同居している場合は、同居している人数をH欄に記入してください。**16歳未満の扶養親族は控除対象外となります。**「16歳未満扶養親族欄」に人数を記入してください。

K欄 ～ M欄 障害者の数

同一生計配偶者及び扶養親族に障がい者がいる場合、その数を下記のとおり記入してください。
・特別障害者・・・L欄（特別）へ
・普通障害者・・・M欄（その他）へ
（注意） 上記の特別障害者のうち同居している人数をK欄へ記入してください。

N欄 社会保険料等の金額

給与等を支払う際にその給与等から控除した社会保険料の金額と、国保税などの申告分の合計金額を記入してください。小規模企業共済等掛金の金額は**上段に内書き**してください。

O欄 生命保険料の控除額

年末調整の際に控除した一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料にかかる控除額の合計金額を記入してください。

P欄 地震保険料の控除額

平成19年分から損害保険料控除が廃止されましたが、一定の長期損害保険契約等に係る損害保険料については、経過措置として地震保険料控除の対象とすることができます。

R欄 特定親族特別控除の額

年末調整の際、その年の合計所得金額が62万円超123万円以下である特定親族の控除した額を記入してください。

イ欄 配偶者の合計所得

配偶者特別控除の適用を受けた受給者については、配偶者の令和8年分の**合計所得金額**を記入してください。

ロ欄 新生命保険料の金額

平成24年1月1日以降に締結し、令和8年中に支払った生命保険料の支払金額を記入してください。

ハ欄 旧生命保険料の金額

平成23年12月31日以前に締結し、令和8年中に支払った生命保険料の支払金額を記入してください。

ニ欄 介護医療保険料の金額

平成24年1月1日以降に締結し、令和8年中に支払った介護医療保険料の支払金額を記入してください。

ホ欄 新個人年金保険料の金額

平成24年1月1日以降に締結し、令和8年中に支払った個人年金保険料の支払金額を記入してください。

ヘ欄 旧個人年金保険料の金額

平成23年12月31日以前に締結し、令和8年中に支払った個人年金保険料の支払金額を記入してください。

ト欄 旧長期損害保険料の金額

地震保険料の控除額のうち平成18年12月31日までに締結した「旧長期損害保険契約等」に係る控除額が含まれている場合には実際に支払った金額を記入してください。
※平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないものであること。

チ欄 ～ ワ欄 ※ル欄及びヲ欄については裏面参照

本人該当欄は、該当する事項があれば〇印を記入してください。

※裏面（留意点）もご確認ください